

平成 24 年度以降におけるカーボン・ニュートラル認証制度の位置づけ

平成 24 年 1 月 23 日
環境省地球環境局
市場メカニズム室

1. 趣旨

平成 23(2011)年 9 月 15 日に発足したカーボン・ニュートラル認証制度については、取組事業者により認証に向けた準備が始まりつつあるところではあるが、平成 23 年 10 月に「我が国におけるカーボン・オフセットの取組活性化について（中間とりまとめ）」において、カーボン・オフセット認証を行う認証主体の多様化と質の確保について指摘がなされていることに鑑み、多様な認証主体を想定したカーボン・オフセット認証プログラムの準備と合わせ、今後の本制度の効率的・効果的な運用を図る観点から、平成 24(2012)年度以降の制度運営等に係る整理を行うものである。

2. 平成 24 年度以降における本制度の位置づけ

平成24年度以降、カーボン・ニュートラル認証制度を、カーボン・オフセット等認証制度の中の一プログラムとして位置付け、カーボン・オフセット認証プログラムと一元的に運用を行うことにより、両プログラムの効率的・効果的な推進を図る方向性で整理を進めたい。

①カーボン・オフセット等認証制度（仮称）

両プログラムをもってカーボン・オフセット等認証制度として一元的に運用を行い、委員会等において審議を行う。

②カーボン・オフセット認証プログラム

カーボン・オフセット認証基準によりカーボン・オフセット認証を行うプログラム

認証機関の多様化を進めるために、先行事例等を参考に認証機関の要件を別途定め、当該要件に合致している機関による認証を進めることとする。

ただし、当該認証が本格化するまでの間については、環境省および制度事務局によって暫定的に、認証を行う可能性がある。

③カーボン・ニュートラル認証プログラム

カーボン・ニュートラル認証基準によりカーボン・ニュートラル認証を行うプログラム

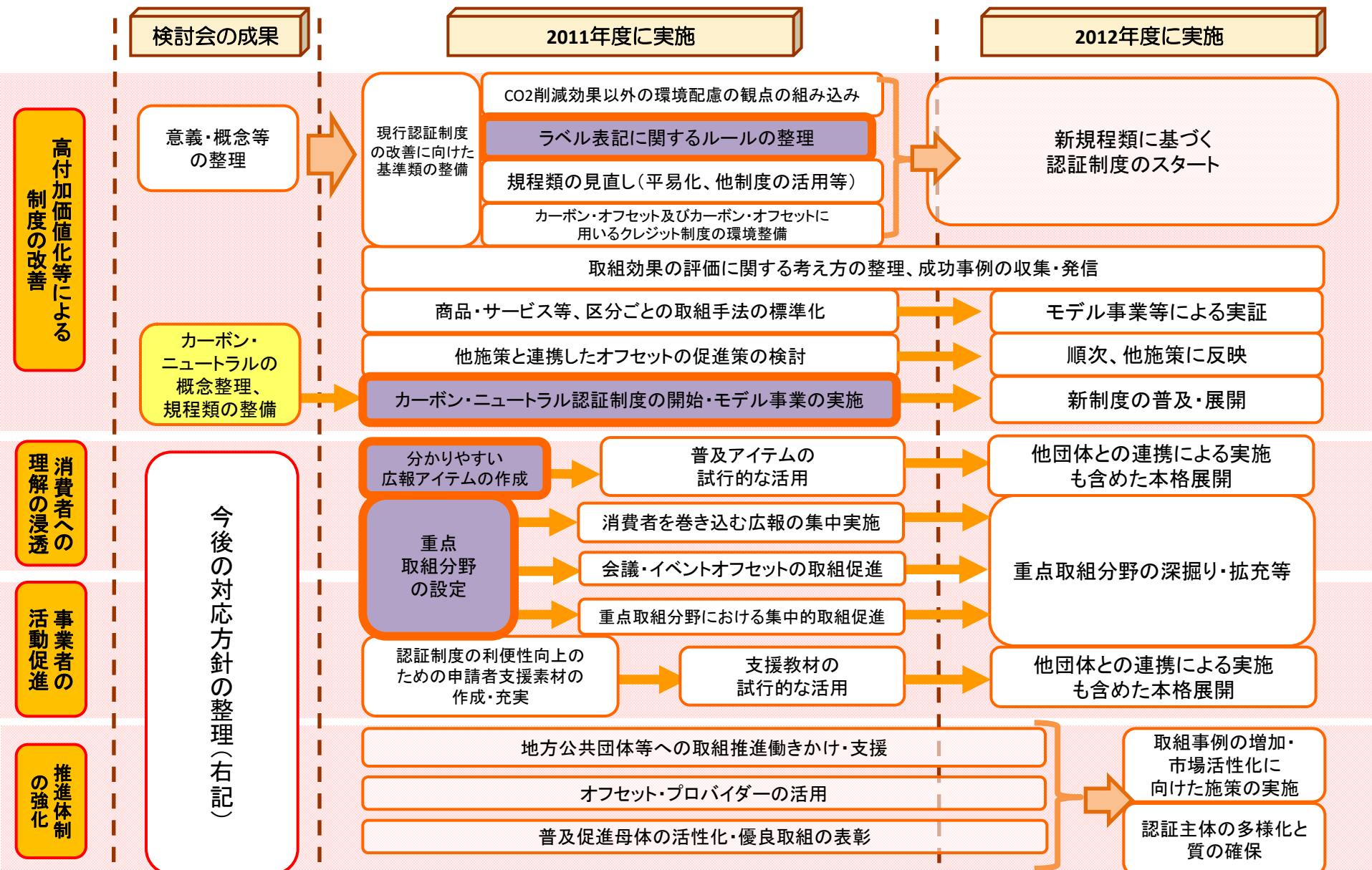
JIS Q 14064 規格群に準拠した認証プログラムとして、審査機関（検証・計画登録）は、JIS Q 14065 認定取得機関とする。

なお、カーボン・オフセット認証プログラムと同様の認証機関の多様化を行うか否かについては、今後の本プログラムの実施状況を踏まえ再度検討する。

以上

カーボン・オフセットの取組の活性化に向けた工程表

カーボン・オフセットの取組の活性化に向け、2011年度においては、国民の認知度の向上に効果の高い取組を優先的に進めるものとする（図中の **オレンジ色**）。



* 活性化方策の効果的・効率的実施のため、継続的に必要な調査・分析を行う。
 * 東日本大震災からの復興の過程における役割についても考慮しつつ上記取組を進める。